

## **30 水道施設の災害に伴う応援協定書**

鶴岡市（以下「甲」という。）と鶴岡管工事協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する水道施設が地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生時において、給水機能を早期に回復するため、乙の応援を得て、応急復旧工事等を実施することを目的とする。

2 日水協山形県支部で別紙「災害時相互応援協定」を締結している都市が災害を受け、甲に対し応急復旧工事等の応援要請があった場合、乙の応援を得て、速やかに対処することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、必要に応じ甲が主宰する水道部災害対策本部会議に、乙の参加を要請する。

ただし、鶴岡市において震度5以上の地震が発生した場合には、乙は、甲の応援要請によることなく、別紙「地震発生時の初期行動マニュアルフローシート」に基づき水道部に集合する。

2 甲は、応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に応援を要請する。

3 甲は、別紙「災害時相互応援協定」により応援が必要であると認めたときは、乙に派遣を要請する。

（復旧活動）

第3条 乙は、第2条の応援要請、又は派遣要請があったときは、乙の組合員の中から施行業者を選抜し、甲に報告するものとする。

2 施行業者は、甲の指示に従い、応急復旧工事等を実施する。

（完了報告）

第4条 施行業者は、応急復旧工事等を完了したときは乙に報告し、乙は取りまとめのうえ、甲に完了報告書を提出する。

（費用の支払い）

第5条 応急復旧工事等に要した費用の支払いについては、甲が定める単価により積算し、乙と協議のうえ支払うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定める。

（報告事項）

第7条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、必要な資材、機材及び人員の把握に努め、甲からの要請により報告するものとする。

（疑義等の解決）

第8条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成22年5月24日から施行する。
- 2 平成17年3月15日締結の協定は、平成22年5月23日限りで廃止する。

平成22年5月24日

甲 鶴 岡 市 長

乙 鶴岡管工事協同組合理事長